## IV

## コンプライアンスの実践の徹底のために

## 1.上司への相談

- コンプライアンス\*\*上の問題が疑われる事象が発生した際には、速やかに職場の 上司に相談してください。
- ② 各職場だけでは解決が困難な場合、または上司に相談することが必ずしも適切でない場合には、相談窓口に相談してください。

## 2.相談窓口の利用

- 自己または他の役員・従業員がコンプライアンスに違反している疑いがある場合、役員・従業員は、各社で設置されているコンプライアンスに関する相談窓口(グループ各社のコンプライアンス責任者・担当者、コンプライアンス担当部門、ヘルプライン等)に速やかに相談してください。
- ② 安川グループの従業員は、安川電機(日本本社)へ電子メールで相談することも可能です。匿名での相談も受け付けます。 安川電機(日本)内部相談窓口: hotline@yaskawa.co.jp(日本語/英語)
- ③ コンプライアンスの違反が疑われる行為があると会社が認識した場合には、 会社は事実調査を行います。調査が開始された場合には、役員・従業員は、 調査を拒むことなく、調査に最大限協力しなければなりません。
- ④ 安川グループでは、相談者のプライバシーを保護すること、また、相談のあった事実およびその内容について、調査関係者以外には秘密として保持することを約束します。相談者が相談したことを理由として、解雇やその他不利益な取扱いをなされることは絶対にありません。安心して利用してください。

※ P4の「3. コンプライアンスとは」を参照ください。